

「大規模水害時自主的広域避難補助金」に関するQ & A（江戸川区）

問1：江戸川区在住者であれば、補助金を申請することができますか。

（答）補助対象発令の時点で、江戸川区に居住し、江戸川区の住民基本台帳に記載されている場合に補助金を申請することが可能です。

問2：補助金の対象となる宿泊期間を教えてください。

（答）補助金の交付を決定した日から、江東5区による避難情報発令解除日の翌日までを対象期間としています。

問3：インターネットカフェ・漫画喫茶は宿泊施設の対象になりますか。

（答）原則対象にはなりません。旅館業法及び住宅宿泊事業法に規定する宿泊事業が対象となります。

問4：宿泊施設までの交通費は補助の対象になりますか。

（答）交通費は補助の対象にはなりません。宿泊施設を自主的広域避難場所として確保するための経費の一部を補助することを目的として、補助金を交付します。